

離職等により、家賃の支払いにお困りではありませんか？

離職等によって住居を失うおそれのある方を対象に、一定条件のもと、賃貸住宅等の家賃を支給しながら再就職に向けた支援を行っています。



住居確保給付金のご案内



☆支給期間☆

原則として3か月間。ただし、一定の条件を満たす場合のみ、3か月の延長が2回まで可能。

☆支給上限額☆

つぎの表の金額を大家等へ代理納付します。

支給上限額	単身世帯	2人世帯	3人以上の世帯
	35,000円	42,000円	46,000円

☆対象となる人☆

申請をする時に次のいずれにも当てはまる人

1. 離職や休業、自営業の廃業等によって収入が減少し、住居を失うおそれがある。
2. 離職してから2年以内である。
3. 離職、休業等をした日において、主として世帯の生計を維持していた。
(離職、休業等の前には主たる生計維持者ではなかったが、離婚等によって申請時に生計維持者になった場合を含む)
4. ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に※常用就職をめざして求職活動を行う。
※常用就職とは、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職
5. 申請を行う月に、申請者及び申請者と同じ世帯に属している人との収入の合計額が、つぎの表の収入基準額(上限)以下である。

世帯の人数	収入基準額(上限)
1人	84,000円
2人	130,000円
3人	172,000円
4人	214,000円
5人	255,000円

6. 申請をする日において、申請者及び申請者と生活をつにしている人との預貯金等の合計額がつぎの表の金額以下である。

世帯の人数	預貯金等
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

7. 申請をする日において、申請者及び申請者と同じ世帯に属している人すべてが暴力団員ではない。

※この事業は、呉市が実施し、相談及び受付は呉市社会福祉協議会が行っています。

☆☆お問い合わせ先☆☆

呉市生活支援課 自立支援グループ 「福祉の窓口」(呉市役所2階)
電話 (0823) 25-3571